

令和7年度 事業評価対象事業について

令和7年12月23日(火)

みち、ひと…未来へ。



事業評価対象事業 位置図

NEXCO

凡例

審議案件

報告案件

④近畿自動車道敦賀線
福知山～舞鶴西：約22.8km
前回：H30事業再評価
(R2年度開通)

①近畿自動車道名古屋神戸線
龜山西～大津J(6車線化)：約41.0km
前回：R6事業再評価

②近畿自動車道名古屋神戸線
大津J～城陽：約25.1km
前回：R6事業再評価

③近畿自動車道名古屋神戸線
城陽～高槻J：約14.2km
前回：R3事業再評価

⑤一般国道2号
神戸西バイパス：約12.5km
前回：R6事業再評価
(R7.12.15_近畿地整審議(合同))

⑥一般国道43号
大和北道路(奈良北～奈良)：約6.1km
前回：R4事業再評価
(R7.12.15_近畿地整審議(合同))

⑦一般国道43号
大和北道路：約6.3km
前回：R4事業再評価
(R7.12.15_近畿地整審議(合同))

◆審議案件

■「事業再評価」

事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。※平成10年度から導入。

(対象事業)

NO	事業名	事業許可年度	前回評価年度	実施要領基準※1	審議区分※2	資料作成※2	費用対効果分析※2	備考
①	近畿自動車道 名古屋神戸線 亀山西JCT～大津JCT(6車線化事業) ※中日本高速道路株式会社との合同審議	H30	R6	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	重点	作成	実施	H31 事業許可(6車線化)
②	近畿自動車道 名古屋神戸線 大津JCT～城陽	H24	R6	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	重点	作成	実施	H24.4 事業許可(4車線整備) R2.3 事業許可(6車線化)
③	近畿自動車道 名古屋神戸線 城陽～高槻JCT	H24	R3	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	重点	作成	実施	H18.3 事業許可(城陽～八幡/4車線整備) H24.4 事業許可(八幡～高槻/4車線整備) H29.4 開通(城陽～八幡/4車線) R2.3 事業許可(八幡～高槻/6車線化)

※1:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和7年9月18日 国土交通省)

※2:令和3年度 西日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会 資料7(委員会での指摘を踏まえた修正版)における「再評価の重点化・効率化に係る確認フロー」及び
「確認後ケース別の審議区分・資料等の作成方法」より(令和7年9月18日)

■「事後評価」

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。※平成15年度から導入。

(対象事業)

NO	事業名	完了年度	実施要領基準※3	備考
④	近畿自動車道 敦賀線 福知山～舞鶴西	R2	第3－1－(1) 事業完了後5年以内	H15.3 綾部～綾部PA 供用 H30.11 綾部PA～舞鶴西 供用 R3.3 福知山～綾部 供用

※3:国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領(令和7年9月18日 国土交通省)

◆報告案件

■「事業再評価」

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される(予定も含む)事業の再評価又は事後評価対象事業について、他の事業主体の事業評価監視委員会で合同または委任で審議を行うもの。

(対象事業)

NO	事業名	事業主体	事業 許可 年度	前回 評価 年度	実施要領基準※1	備考
⑤	一般国道2号 神戸西バイパス	近畿地方整備局 西日本高速道路(株)	S63	R6	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	令和7年12月15日 開催 ※近畿地方整備局事業評価監視委員会での 合同審議
⑥	京奈和自動車道 一般国道24号 大和北道路(奈良北～奈良)	近畿地方整備局 西日本高速道路(株)	H30	R4	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	令和7年12月15日 開催 ※近畿地方整備局事業評価監視委員会での 合同審議
⑦	京奈和自動車道 一般国道24号 大和北道路	近畿地方整備局 西日本高速道路(株)	H30	R4	第3－1－(5) 社会情勢等の変化	令和7年12月15日 開催 ※近畿地方整備局事業評価監視委員会での 合同審議

※1:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和7年9月18日 国土交通省)

【参考】1. 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和7年9月18日）抜粋

NEXCO

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙一のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

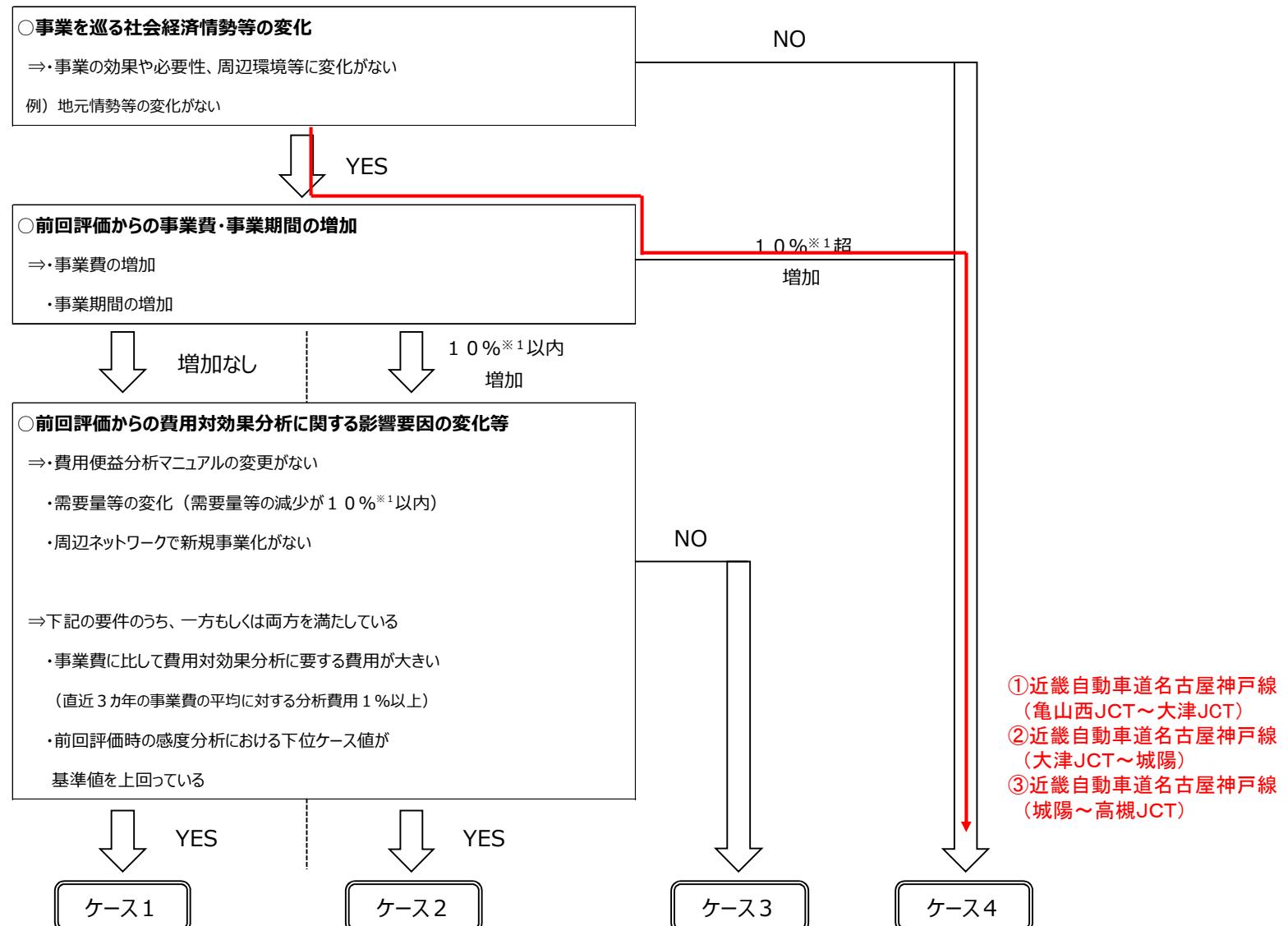
(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

別紙一

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手續、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手續、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手續、工事ともに未着手
道路・街路事業	用地買収手續、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手續、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利交換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手續又は補償手續に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手續等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手續、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手續、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手續、工事ともに未着手



※ 1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、
その値を使用することができる

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
社会経済情勢等の変化	無し	無し	無し	有り
事業費・事業期間	増加無し	10%※1以内増加	増加無し 又は 10%※1以内増加	10%※1超増加
B/C影響要因変化 等	無し	無し	有り	—
審議区分	要点	要点※3	要点※3	重点
資料	省略※2	省略※2、※3	省略※2、※3	作成
費用対効果分析	省略	省略	実施	実施

※1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる

※2 事業の進捗状況、進捗の見通しのみを更新、

部分供用等があり「今後の評価に必要なデータの取得が必要な場合」はデータの取得のみ実施

※3 事業費・事業期間・B/C影響要因の変化状況を踏まえ、必要に応じ、資料作成・重点審議を実施

※ 資料・費用対効果分析の省略は、2回以上連続して実施しない

【参考】4. 国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

(令和7年9月18日) 抜粋

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の事後評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1)直轄事業
- (2)独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるもの除く。）
- (3)補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるもの除く。）

なお、(3)については、本要領に基づき、事後評価の実施主体（第4の1(1)に定める事後評価の実施主体をいう。以下同じ。）により事後評価が行われることを期待する。

第3 事後評価を実施する事業

1 事後評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業完了後一定期間が経過した事業。

「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、「5年以内」とする。また、「事業完了」とは別紙一のとおりとする。

(2) 審議結果（第6の4に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で事後評価の実施主体の長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業

② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業

事業種別ごとの事業完了の定義

(別紙一)

所管事業名	事業完了の定義
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
航空路整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て本格運用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間が全て供用を開始した時点
整備新幹線整備事業	事業採択を行った区間が全て供用を開始した時点
船舶交通安全基盤整備事業	事業採択を行った箇所が運用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地基盤整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点